# 海岸法第三十七条の二第一項の海岸を指定する政令 （平成十一年政令第百九十三号）

海岸法第三十七条の二第一項の海岸は、東京都小笠原村沖ノ鳥島の海岸とする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。